

供給約款等以外の供給条件

(特定避難勧奨地点から避難されたお客さまに対する料金等についての特別措置)

平成 23 年 8 月 8 日実施

北海道電力株式会社

平成 23 ・ 08 ・ 08 資 第 4 号

認 可

平 成 23 年 8 月 8 日

料金その他の供給条件の内容

ならびに実施期日および実施期間

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震により、東京電力株式会社の福島第一原子力発電所において事故が発生し、今般、原子力災害対策特別措置法に基づき、特定避難勧奨地点の設定がなされた。

このため、特定避難勧奨地点の設定がなされた日以降当該特定避難勧奨地点から避難されたお客さまが、当社の供給区域内の需要場所において需給契約を新たに締結し、廃止し、または変更しようとする場合で、当該お客さまから申出があったときには、次の供給条件を適用いたします。

- 1 特定避難勧奨地点の設定がなされた日以降当該特定避難勧奨地点から避難されたお客さまが、需給契約を新たに締結される場合、当該お客さまの避難された日の属する調定月（以下、「避難月」という。）の調定分、避難月の翌月調定分および避難月の翌々月調定分の電気料金は、それぞれの早収期間経過後も早収料金を適用いたします。

また、当該お客さまの電気料金の支払期限を、避難月の調定分は 3 ヶ月間、避難月の翌月調定分は 2 ヶ月間、避難月の翌々月調定分は 1 ヶ月間、それぞれ延長いたします。

- 2 特定避難勧奨地点の設定がなされた日以降当該特定避難勧奨地点から避難されたお客さまが、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、料金および工事費の精算を免除いたします。